

議案第41号関連資料

明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

1 改正の概要

福祉医療費助成制度は、福祉の増進を図ることを目的として、保険診療の自己負担額の一部を助成するもので、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等（以下「県要綱」という。）に基づき、市町が実施主体となって事業を行っています。

令和6年4月からの国民年金額引き上げに伴い、受給資格の認定要件のうち所得要件について、本年7月に県要綱が改正される予定であるため、本市条例についても同様の改正を行おうとするものです。

2 改正する条例

- (1) 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例
- (2) 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例
- (3) 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例

3 改正の内容

低所得判定基準等の引き上げ

（現行）80万円

（改正）80万9千円

4 改正の理由

県の福祉医療制度は、社会的公平を図る観点から所得制限を設けており、目的が類似する福祉施策の所得制限を準用し、低所得判定等には、当該年の公的年金等収入金額が80万円以下であることが基準の一つとして設けられています。

令和6年の国民年金法改正により年金（満額）の支給額が80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、県において基準額を80万9千円に引き上げる要綱改正が予定されています。

市の福祉医療費助成事業は県の取扱いに準じているため、本市条例の一部改正が必要です。

5 施行期日

令和7年7月1日